

責任分担表

種 類	内 容	負 担 者	
		町	指 定 管理 者
申 請 コ ス ト	申請費用の負担		○
物 価 等 の 変 動	人件費、物件費等の物価変動に伴う経費の増		○
金 利 変 動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民及び 施設利用者への対応	周辺地域との協調、施設の管理運営業務内容に対する 住民及び施設利用者からの苦情・要望等への対応		○
法 令 の 変 更	施設等の設置基準の変更により施設等の新設又は、改 築を要するものなど、管理運営に影響を及ぼす法令変 更	○	
	管理基準の変更を要する法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税 制 度 の 変 更	指定管理者制度に影響を及ぼす税制変更（消費税等）	○	
	指定管理者制度に影響を及ぼす税制変更（法人税等）		○
政 治 、 行 政 的 理 由 に よ る 業 変 更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に 支障が生じた場合、又は、業務内容の変更を余儀なく された場合の経費及びその後の維持管理経費におけ る当該事情による増加経費負担	○	
不 可 抗 力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争 乱、暴動その他の町又は、指定管理者のいずれの責め にも帰さない自然的又は、人為的な現象）に伴う、施 設、設備の修復による経費の増加	○	
	不可抗力による業務の変更、中止、延期		○

施設・設備の損傷	経年劣化によるもの（1件当たり30万円以下のもの）		○
	経年劣化によるもの（上記以外）	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの （1件当たり30万円未満のもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外）	○	
	指定管理者による施設等の管理運営上の瑕疵によるもの		○
施設の維持管理	施設の維持管理 （清掃、建物施設・設備保守点検、設備等法定点検、安全衛生管理、光熱水費支出等）		○
運営費の増大	町以外の要因による運営費の増大		○
第三者への賠償	管理業務の執行に伴い第三者に損害を与えた場合		○
安全性の確保、環境の保全	維持管理、運営における安全性の確保及び周辺環境の保全（応急措置を含む）		○
セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生等		○
事業終了時の費用	指定管理期間が終了した場合、又は、期間途中において業務を廃止した場合における事業者の撤収費用及び新しい指定管理者への引継ぎ費用		○
災害時の対応	災害時対応（※1） （待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置）	（指示等）	○
	災害復旧工事（本格復旧）	○	
施設の改修	施設の整備、改修工事（※2）		○
備品	購入（※3）	○	
	修繕（緊急修繕）		○
運営リスク	管理上の瑕疵による事故及びこれに伴う利用者への損害（※4）	○ （左以外）	○ （管理瑕疵によるもの）
	管理上の瑕疵による臨時休止等に伴う運営リスク		○
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○

- ※ 1) 指定管理者は施設利用者の被災に対する第一次的責任を有し、施設又は施設利用者に被災があった場合は、迅速かつ適切に対応し、災害の拡大の防止に努めるとともに、直ちに天塩町に報告する義務を負う。

- ※ 2) 指定管理者が建物、設備等の使用可能期間を延長させたり、価値を増加させる小規模改修等を実施しようとする場合は、事前に町の承諾を得ること。なお、この場合における当該改修等による資産価値の増加は、町に帰属するものとする。

- ※ 3) 本町が配置した備品は、指定管理者が管理すること。配置された備品の更新は原則として町が予算の範囲内で行うこととする。

- ※ 4) 施設内での事故により利用者が被害を受けた場合、施設の欠陥等に起因する賠償責任は町が負うものであるが、指定管理者の管理瑕疵によるものは指定管理者の責任となる。
したがって、指定管理者の賠償資力を担保するため、指定管理者に対して施設賠償責任保険及びリスクに応じた保険（生産物賠償、受託物賠償）への加入を求めるものとする。